

(イ) 変更の理由

計画の変更が生じた理由を、簡潔に記入すること。

(6) 工事完了届出書

工事が完了したときは、速やかに工事完了届出書（規則様式第6号）を提出するものとする。

(7) 提出先及び提出部数

建築物環境配慮計画書（図面（配置図、平面図、立面図、断面図、設備図等）及び委任状（必要な場合）を添付）、変更届出書、工事完了届出書は、建築物の所在地を所管する総合県民局又は東部県土整備局に1部提出するものとする。

なお、徳島市内の建築物にあっては、提出先は、県民環境部環境首都課とする。

(8) 計画書等の公表に関する事項

県は、提出された計画書等の公表について同意が得られたものは、次の場所及び方法により県民の閲覧に供するものとする。

(ア) 環境首都課において、紙による公表を行う。

(イ) 県のホームページにおいて、電子的手法（PDFファイル）による公表を行う。

5 「エコドライブ推進員選任届出書」に関する事項【第38条関係】

(1) エコドライブ推進員選任の届出義務のある事業者等

事業で用いる車両のうち、県内で50台以上管理する者（委託先の事業者の車両の台数は含まない。）。

(2) 任意による選任届出書の提出

上記（1）に掲げる範囲以外の事業者においても、当該事業における温室効果ガスの排出削減を進めるため、選任届出書の積極的な提出に努めるものとする。

特に、県及び市町村においては、管理する台数に関わらず、積極的な提出に努める。

なお、選任届出書の記入の項目その選任届出書に関する事項については、（1）に掲げる事業者等に準じる。

(3) 選任届出書の記入の項目及び方法

(ア) 届出者

事業者の名称（商号）を記入すること。なお、県内の特定の支店、営業所等を記入する場合は、その支店名、営業所名等まで記入すること。

(イ) 自動車の主な管理場所

事業で用いる車両を管理している県内の主な場所を記入すること。

(ウ) エコドライブ推進員の役職及び氏名

事業で用いる自動車を管理する部署の従業員の役職と氏名を1人以上記入すること。記入するエコドライブ推進員の人数が4人を超える場合は、別紙を用意し記入すること（様式不問）。

なお、県内に複数の自動車の主な管理場所がある場合は、その管理場所ごとに記入しても構わない。

(エ) 管理する自動車

県内で事業に用いている車両の台数を、自動車（原動機付自転車以外の二輪車を含む。）と原動機付自転車に分けて記入すること。

(オ) エコドライブに係る研修の実施

講習会の開催など、従業員が参加するエコドライブに関する研修の実施状況を記入すること。

(カ) 上記以外の温室効果ガスの排出の抑制等に資する取組

出張時の公共交通機関の積極的利用や車の乗り合わせ、従業員の「ノーマイカーデー」の設定、渋滞緩和のための時差通勤の導入等、温室効果ガスの排出抑制に資する取組について記入すること。

(4) 選任届出書の提出に関する事項

届出書は、県民環境部環境首都課に1部提出するものとする。

(5) 選任届出書の公表に関する事項

県は、提出された選任届出書の公表について同意が得られたものは、次の場所及び方法により県民の閲覧に供するものとする。

(ア) 環境首都課において、紙による公表を行う。

(イ) 県のホームページにおいて、電子的手法（PDFファイル）による公表を行う。

第10 その他

本指針については、今後の社会経済情勢や気候変動対策に関する各種の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

また、計画書制度のあり方については、今後、効果や影響を検証し、必要に応じて、見直しを行うこととする。